

参考：令和6年度 入学時に受けられる制度一覧

※2・3・4の申請を希望する方は、まず令和5年度の課税証明書（課税標準額と調整控除の表記されたもの）を取得して確認の上、入学式当日、申請書類を事務室まで取りに来てください。5については、本日事務室まで書類を取りにきてください。

制度名	申請期限	対象者	認定要件・概要	ページ
1.高等学校等就学支援金	4/5（金）	<h1>全員</h1>	令和5年度市町村民税所得割 世帯合計304,200円未満の世帯 認定されると、授業料（年額118,800円）に支援金があてられ 実質授業料が無料になる。3年間で4回申請を行う。  <a href="mailto:e-shien@mext.go.jp">"e-shien@mext.go.jp"でメールが来ますので受信設定をお願いします！</a>	別添 資料
システムメンテナンス 3/24 0:00~8:00（マイナポータル） 3/27 10:00~22:00(e-shien)				
2.奨学給付金（早期）	4/15（月） （第1回〆切）  〆切後の提出は、 事務室までご連絡 ください。	1.生活保護受給者  2.道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯	令和6年4月1日現在生活保護受給世帯及び非課税世帯 授業料以外の教育費負担軽減の為の制度。給付金は返還不要 1年生に限り、年額の1/4を前倒して受給できる。 （令和5年度課税証明書で判定。）10月頃に通常奨学給付金の 申請があり、認定されると残り3/4が給付される。（令和6年度 の課税証明書で判定）	1.2P
3.タブレット端末貸与	4/15（月） （第1回〆切） 以降随時受付	1.生活保護受給者  2.道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯	認定されると基本卒業まで貸与となるが、毎年3月に現況確認 を行い（（非）課税証明書を提出）、認定要件が外れると3月末で 貸与終了となる。	3.4.5P
4.タブレット端末購入補助	5/31（金）	令和5年度市町村民税所得割 51,300円未満の方が対象	3/21（木）以降に購入したタブレットに対し、端末購入額の1/2 （上限27,500円）を補助する制度。 <b>※携帯ショップで通信料と合算の分割による購入の場合は、 補助対象外となりますのでご注意ください。</b>	3.4.5P
5.入学金・空調設備使用料 免除制度	4/30（火）	生活保護受給者及び災害 ・傷病・失業・生業不振 当の理由により生活が困 な世帯。	生活保護世帯以外は家族構成により、所得要件が違います。 世帯所得で判定するので、社会人の兄弟姉妹の所得・年金受給 額・児童手当・児童扶養手当等も含んだ額で判定。	7P

※ 1・2・3については家計急変事由による制度もあります。お問合せください。

お問合せ 事務室 0297-83-6427